

公立大学法人青森公立大学の役員等の損害賠償責任に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項の規定に基づき、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠償する責任を負う額から控除する額を定めるものとする。

【解説】

○本条は、本条例の趣旨について規定するものである。

地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から地方独立行政法人法も一部改正され、地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任について、損害賠償責任額から、条例で定める額を控除して得た額を免除する旨を業務方法書で定めることができることとなったことから、役員等の法人に対する損害賠償責任額から控除する額に関し必要な事項を定めるものである。

(賠償責任額から控除する額)

第2条 前条に規定する控除する額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項の規定により法人の役員等についてそれぞれ算定される額に相当する額とする。

【解説】

○本条は、役員等の法人に対する損害賠償責任額から控除する額（自己負担額）を政令で定める基準と同額とする旨を定めるものである。

免除する額 = **損害賠償責任額** - **条例で定める額…政令で定める基準と同額【自己負担額】**

なお、政令で定める基準については、役員等の報酬（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当を含む。）、退職手当の一事業年度当たりの額に相当する額に、それぞれの職責に応じて設定された数を乗じて得た額とされている。

<乗数>

乗数	政令の役職
6	理事長又は副理事長
4	理事
2	監事又は会計監査人

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

○本項は、施行期日について規定するものである。